

議案第45号

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年9月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画（改定追補版）において、二宮町民温水プールは令和7年度までに廃止もしくは他用途への転用を検討している中で、竣工から約30年を迎えた同施設は老朽化が著しく、入館者の安全を確保することが困難となったため、早期廃止することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例（昭和57年二宮町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表二宮町民温水プールの項を削る。

第6条第1項中「別表第3の5」を「別表第3の4」に改め、同条第3項中「二宮町民温水プール、」を削る。

別表第1 二宮町民温水プールの項を削る。

別表第2 二宮町民温水プールの項を削る。

別表第3の4を削り、別表第3の5を別表第3の4とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(議案第45号) 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(設置)</p> <p>第2条 体育の普及振興を図り、町民の心身の健全な発達に寄与するための施設として、体育施設を次のとおり設置する。</p>		<p>(設置)</p> <p>第2条 体育の普及振興を図り、町民の心身の健全な発達に寄与するための施設として、体育施設を次のとおり設置する。</p>	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
二宮町民運動場	二宮町山西2, 023番地の1	二宮町民運動場	二宮町山西2, 023番地の1
二宮町ラディアンテ ニスコート	二宮町二宮1, 222番地の2	二宮町民温水プール	二宮町中里308番地
(略)		二宮町ラディアンテ ニスコート	二宮町二宮1, 222番地の2
(略)		(略)	
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第6条 体育施設の利用については、別表第3の1から別表第3の4に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町営山西プール、二宮町民運動場及び二宮町立体育館を一般利用する者は、規則で定める入場券の購入をもって使用料を納付するものとする。</p> <p>4 (略)</p>		<p>(使用料の徴収)</p> <p>第6条 体育施設の利用については、別表第3の1から別表第3の5に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>二宮町民温水プール</u>、町営山西プール、二宮町民運動場及び二宮町立体育館を一般利用する者は、規則で定める入場券の購入をもって使用料を納付するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
名称	休場日	名称	休場日
(略)		(略)	
二宮町民運動場	1 毎週月曜日 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日 3 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） 4 その他教育委員会が特に必要があると認めるとき	二宮町民運動場	1 毎週月曜日 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日 3 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） 4 その他教育委員会が特に必要があると認めるとき
二宮町ラディアンテニスコート	1 毎週月曜日 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日 3 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで） 4 その他教育委員会が特に必要があると認めるとき	二宮町民温水プール	1 毎週月曜日 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日 3 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） 4 その他教育委員会が特に必要があると認めるとき
(略)		二宮町ラディアンテニスコート	1 毎週月曜日 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日 3 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで） 4 その他教育委員会が特に必要があると認めるとき
(略)		(略)	

改正後			改正前		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
名称	利用日	利用時間	名称	利用日	利用時間
(略)			(略)		
二宮町民運動場	毎日（休場日を除く）	4月1日から10月31日まで （午前6時から午後9時） 11月1日から翌年3月31日まで （午前9時から午後9時）	二宮町民運動場	毎日（休場日を除く）	4月1日から10月31日まで （午前6時から午後9時） 11月1日から翌年3月31日まで （午前9時から午後9時）
二宮町ラディアン テニスコート	毎日（休場日を除く）	・5月1日から9月30日まで 午前9時から午後5時 ・10月1日から4月30日まで 午前9時から午後4時 （1グループ1日4時間以内）	二宮町民温水プー ル	毎日（休場日を除く）	午前10時から午後9時まで
(略)			二宮町ラディアン テニスコート	毎日（休場日を除く）	・5月1日から9月30日まで 午前9時から午後5時 ・10月1日から4月30日まで 午前9時から午後4時 （1グループ1日4時間以内）
(略)			(略)		

改正後	改正前																																																						
	別表第3の4（第6条関係） 二宮町民温水プール																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1128 292 1518 355">区分</th> <th colspan="5" data-bbox="1523 292 2136 355">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 359 1256 560" rowspan="3">専用利 用</td> <td data-bbox="1261 359 1377 560" rowspan="3">プール</td> <td data-bbox="1382 359 1518 422">1コース</td> <td colspan="3" data-bbox="1523 359 1883 422">1回（2時間以内）</td> <td colspan="2" data-bbox="1888 359 2136 422">5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 426 1518 489">全コース</td> <td colspan="3" data-bbox="1523 426 1883 489">1回（2時間以内）</td> <td colspan="2" data-bbox="1888 426 2136 489">30,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 493 1518 560">幼児用</td> <td colspan="3" data-bbox="1523 493 1883 560">1回（2時間以内）</td> <td colspan="2" data-bbox="1888 493 2136 560">5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 563 1256 780" rowspan="2"></td> <td data-bbox="1261 563 1377 780" rowspan="2">多目的ルーム</td> <td data-bbox="1382 563 1518 708">午前10時～午後1時</td> <td data-bbox="1523 563 1637 708">午後1時～午後3時</td> <td data-bbox="1641 563 1756 708">午後3時～午後5時</td> <td data-bbox="1760 563 1874 708">午後5時～午後7時</td> <td data-bbox="1879 563 1993 708">午後7時～午後9時</td> <td data-bbox="1998 563 2136 708"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 711 1518 780">1,200円</td> <td data-bbox="1523 711 1637 780">800円</td> <td data-bbox="1641 711 1756 780">800円</td> <td data-bbox="1760 711 1874 780">800円</td> <td data-bbox="1879 711 1993 780">800円</td> <td data-bbox="1998 711 2136 780">800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 783 1256 991" rowspan="2">一般利 用</td> <td data-bbox="1261 783 1377 991" rowspan="2">プール</td> <td data-bbox="1382 783 1518 847">大人</td> <td colspan="3" data-bbox="1523 783 1883 847">1人1回</td> <td colspan="2" data-bbox="1888 783 2136 847">400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 850 1518 991">子ども （中学生以下）</td> <td colspan="3" data-bbox="1523 850 1883 991">1人1回</td> <td colspan="2" data-bbox="1888 850 2136 991">200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料の額					専用利 用	プール	1コース	1回（2時間以内）			5,000円		全コース	1回（2時間以内）			30,000円		幼児用	1回（2時間以内）			5,000円			多目的ルーム	午前10時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時		1,200円	800円	800円	800円	800円	800円	一般利 用	プール	大人	1人1回			400円		子ども （中学生以下）	1人1回			200円	
区分		使用料の額																																																					
専用利 用	プール	1コース	1回（2時間以内）			5,000円																																																	
		全コース	1回（2時間以内）			30,000円																																																	
		幼児用	1回（2時間以内）			5,000円																																																	
	多目的ルーム	午前10時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時																																																	
		1,200円	800円	800円	800円	800円	800円																																																
一般利 用	プール	大人	1人1回			400円																																																	
		子ども （中学生以下）	1人1回			200円																																																	
<p data-bbox="1128 1002 2136 1082">備考 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。</p>																																																							

改正後	改正前
<p>別表第3の4 (第6条関係) テニスコート</p> <div data-bbox="114 285 1104 352" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>	<p>別表第3の5 (第6条関係) テニスコート</p> <div data-bbox="1135 285 2125 352" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。 2 二宮町、小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は中井町に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が営利を目的として利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。 2 二宮町、小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町又は中井町に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料は、規定の使用料の倍額とする。